第6章 環境保全のための措置

## 第6章 環境保全のための措置

「第 5 章 調査、予測及び評価の結果」に示した予測及び評価結果は、表 6-1 に示す環境保全のための措置を前提としたものであり、事業の実施にあたり、これらの措置は必須事項である。

したがって、これらの内容を特定された事業者へ周知することにより、環境影響の 回避・低減を図ることとする。

なお、設計・建設段階においては立会検査等により、運営段階においては運営モニタリングにより、上越市が環境保全措置の実施状況を確認する計画である。

表 6-1(1) 環境保全のための措置

表 6-1(1) 環境保全のための措置					
	環境要素		環境要因		環境保全のための措置
大気質	粉じん等	工事時	建設機械の稼働 資材及び機械の運 搬に用いる車両の 運行 造成工事及び施設 の設置等		施工区域の周囲に仮囲い(高さ3.0m)を設置し、周辺への粉じんの飛散を低減する。 強風時、乾燥時に適宜散水を行い、粉じんの発生を軽減する。 工事用車両が事業実施区域外へ移動する際にはタイヤ洗浄を行い、周辺住宅地へ極力粉じんが飛散しないように配慮する。
	硫黄酸化物、 窒素酸化物、 浮遊粒子状物 質、有害物質	土地又は工作 物の存在及び 供用	施設の稼働(排ガス)		燃焼設備等から発生では、 を発素及ででは、 を発素及でででででででででででででででででででででででででででででででででででで
騒音	騒音	工事時	建設機械の稼働 造成工事等 資材及び機械の運 搬に用いる車両の 運行		施工区域の周囲に仮周辺の周囲に仮周辺の周囲に仮周辺の周囲に仮周辺の周囲に仮周辺の周囲に仮周辺を設置する。 の影響を低建設機械を採用する。 を設置減まと機械を採用する。 をとして、るの、は、な機大力をでででででででででででででででででででででででででででででででででででで

## 表 6-1(2) 環境保全のための措置

	環境要素		環境要因	拒追	環境保全のための措置
騒音	騒音	土地又は工作	施設の稼働(機械	: .	機械設備については、極力低騒
河田 日		物の存在及び	等の稼働(機械	<b>'</b>	音型の機械設備の採用に努め
		供用	サック (外 (男) /		<b>5</b> .
		() () () () () () () () () () () () () (			騒音が発生する機械設備は、必
					要に応じて鉄筋コンクリート構
					造の室内に収納し、内壁に吸音
					材を施工する等の対策を講じる
					他、排風機等の設備には必要に
					応じサイレンサー等を取り付
					け、騒音防止対策を講じる。
				•	対象事業実施区域は騒音規制法
					の規制区域外であるが、環境保
					全目標値を設定して、維持管理
					を行う。
			廃棄物の搬出入	•	廃棄物搬出入車両の集中を避け
					るなど、廃棄物搬出入車両の走
					行台数の低減を図る。
				•	規制速度での走行及びアイドリ
					ングストップ、空ぶかしの防止
	1-4-61				などの運転指導を徹底する。
振動	振動	工事時	建設機械の稼働	•	極力振動の少ない建設機械を採
			造成工事及び施設		用する。
			の設置等	•	建設機械の集中稼働を避けるなど対象的な経験な関係と思いません
					ど効率的な稼働を図り、建設機構の発機分数の低減な図る
			次 ++ T 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	: .	械の稼働台数の低減を図る。 工事関係者の通勤は極力相乗り
			資材及び機械の運		として通勤車両台数の低減に努
			搬に用いる車両の	)	める。
			運行		工事用車両の集中を避けるな
					ど、工事用車両の走行台数の低
					減を図る。
					規制速度での走行及びアイドリ
					ングストップなどの運転指導を
					徹底する。
		土地又は工作	施設の稼働(機械		機械設備については、極力低振
		物の存在及び	等の稼働)		動型の機械設備の採用に努め
		供用			る。
		V 1714		•	振動が発生する機械設備は、振
					動の伝播を防止するため、独立
					基礎や防振装置を設ける等の対
					策を講じる。
				•	対象事業実施区域は振動規制法
					の規制区域外であるが、環境保
					全目標値を設定して、維持管理
				+-	を行う。 廃棄物搬出入車両の集中を避け
			廃棄物の搬出入		
					行台数の低減を図る。
					規制速度での走行及びアイドリ
					ングストップなどの運転指導を
					徹底する。
	I				119×7-4 / 42 ()

## 表 6-1(3) 環境保全のための措置

	環境要素	衣 0-1(3)	環境要因	環境保全のための措置
<b></b>				<ul><li>・ ごみピット内を常に負圧に保</li></ul>
悪臭	悪臭	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働(排ガス)  施設の稼働(機械等の稼働)	・ こみピット内を吊に賃圧に保 ち、臭気が外部に拡散しない構 造とする。 ・ ごみピット内臭気は、ピット内 の空気を燃焼用空気として炉 に送風し、高温酸化処理する。 ・ 全炉停止時に対応するため脱臭 装置を設置し、全炉停止時においてもごみピット内の臭気を外 部拡散させない。
水質	水の濁り	工事時	造成工事及び施設 の設置等	・ 適切な規模の沈砂池を設置する。(有効容量 500m³ を確保) ・ 強い降雨が予想される場合は、 裸地をシート等により被覆する。 ・ 沈砂池の放流水質を監視し、異 常時は適切な措置を講ずる。
地形及び地質	地盤沈下	工事時	造成工事及び施設 の設置等	<ul><li>・ 掘削前に地盤状況等の検討を十分に行う。また、必要に応じて地下水低下対策工を施す。</li><li>・ 工事時は、必要に応じて湧水の監視を行う。</li></ul>
景観	主要な眺望点 及び景観資源 並びに主要な 眺望景観	土地又は工作 物の存在及び 供用	地形の改変後の土地及び施設の存在	・ 新焼却施設の形態・意匠は、違和感のないまとまりのある。 ・ 敷地等は良好な景観の形成が図れるよう緑化に努める。 ・ 色彩については、上越市環境色彩ガイドラインにおける景観づくりのための環境色彩基準を遵守する。
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	工事時	造成工事及び施設 の設置等	・ 掘削土砂の敷地内での再利用に 努め、建設発生土の発生を抑制 する。 ・ 建設発生土を他の土木工事に資 材として使用する。 ・ 建設発生土以外の建設副産物を 他の土木工事の資材として可能 な限りリサイクル利用する。
	廃棄物	土地又は工作 物の存在及び 供用	廃棄物の発生	・ 上越市一般廃棄物処理基本計画 (平成 23 年 3 月) における排 出抑制及び再資源化の方針に沿 った減量化施策を確実に実施 し、ごみ焼却量を削減する。

## 表 6-1(4) 環境保全のための措置

環境要素			環境要因	環境保全のための措置
温室効果ガス等	二酸化炭素等	土地又は工作 物の存在及び 供用	施設の稼働(排ガス)	・ 一般廃棄物処理基本計画(平出の 23年3月改定)にあまける沿った 制及び定)にの方針に沿いて 減量化施策を確実に表施し、 み焼却量を削減する。 ・ 新クリーンセンターので 発生し利用し、施設電力を 発電に利用し、施設電力を 発電に利用し、施設電力を が発生に利用し、が 発生に利用し、が 発生に利用し、が 発生に利用し、が のごであるの が発生ののであるのが が発生ののであるのが、 ・ 新クリーンを を発動に対し、2.86J/h の 熱供給(温水供給)を実施する。
電波障害	電波障害	土地又は工作 物の存在及び 供用	地形の改変後の土地及び施設の存在	・ 電波障害が生じないように、施設の配置、高さ、外壁の材質に配慮する。